

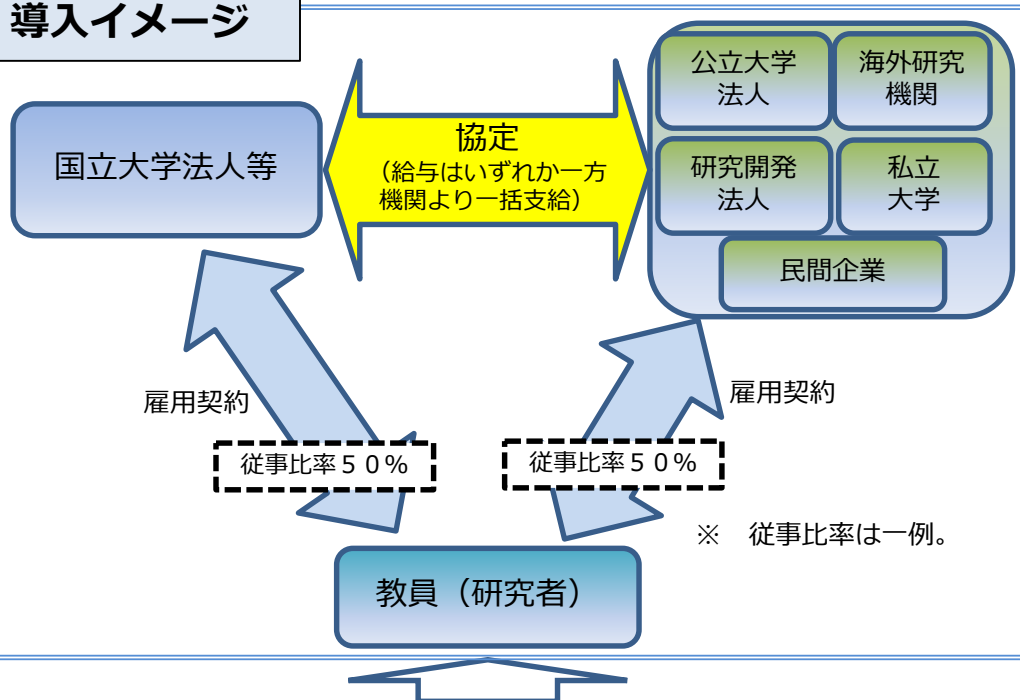
概要

- ・機関間の協定により、大学教員等がそれぞれの機関で「常勤職員」としての身分を有し、それぞれの機関の責任の下、必要な従事比率（エフォート）で業務を行うもの。

導入拡大に向けての取組

- ・産学官の機関間での技術の橋渡し機能の強化などイノベーションの促進が期待されたが、複数の機関で常勤としての身分を有する場合の社会保険、労働法規等の制度面の取扱いが不明確であったため、導入が難航。
- ・このため、内閣府及び財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省においてその取扱いを協議し、環境を整備。
- ・平成26年12月に「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点」（経済産業省・文部科学省）として取りまとめ、各国立大学法人等へ通知し、導入を促進。

導入イメージ



「在籍型出向」の形態により一方機関から一括で給与を支給することにより、研究者が医療保険や年金で不利益を被らないよう、対応可能

期待される効果

【研究】

- ・多様な教育研究人材の確保が可能となり、国立大学における教育研究の活性化や科学技術イノベーションの促進
- ・国立大学の技術シーズの事業化

【教育】

- ・企業における最先端研究の知見を大学教育へ展開し、専門性の高い人材の育成
- ・教員と企業の研究者が協同して、実践的な技術者教育プログラムを開発

クロスアポイントメント制度適用状況 (文部科学省調べ)

